

第2回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月5日(金) 午後2時00分から午後2時56分
2. 開催場所 おりなす八女 小ホール
3. 出席農業委員 (22名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 月足 靖彦 | 2番 | 鵜木 敏通 | 3番 | 松尾 健一 |
| 4番 | 牛嶋 徹也 | 5番 | 小川 哲郎 | 6番 | 角 秀次 |
| 7番 | 馬場 康浩 | 8番 | 大坪知美子 | 9番 | 中島 秀徳 |
| 10番 | 仁田原一太 | 11番 | 稲葉 初男 | 12番 | 入江 保生 |
| 13番 | 高山 和典 | | | 15番 | 増永 勝広 |
| 16番 | 古賀 則夫 | 17番 | 江崎 潔 | | |
| 19番 | 茅島 澄雄 | 20番 | 中村 輝義 | 21番 | 田村 一彦 |
| 22番 | 三宅 覚 | 23番 | 池尻 律芳 | 24番 | 城後 公一 |
4. 欠席委員 農業委員 (2名)
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 14番 | 今村 嗣範 | 18番 | 中村 善徳 |
|-----|-------|-----|-------|
5. 議事日程
- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について
- 報告第3号 農地法施行規則第53条の規定による報告について
- 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
6. 農業委員会事務局職員
- | | | | | | | |
|------|-------|------|--------|------|-------|-------|
| 次長 | 平島 聡 | 書記 | 樋口 昌伸 | 原 知輝 | 黒木支所 | 渡部 真弓 |
| 立花支所 | 安田 凌介 | 上陽支所 | 葉山 多恵子 | 星野支所 | 江藤 繁徳 | |
| 矢部支所 | 堤 翔太 | | | | | |

7. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）	
議 長	<p>みなさんこんにちは。本日の総会でございますけれども、緊急事態宣言が延長されまして、本日の総会は農業委員さんのみで開催をいたしますのでご理解のほどをよろしくお願いをいたします。本日は令和3年第2回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集下さいまして、誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 議 長 着 席 ）</p>
議 長	<p>日程 第1・会議の成立 只今の出席委員の数は農業委員 <u>21</u> 名。 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、17番江崎潔委員、19番 茅島澄雄委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 事務局より案件の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>すいません。飛沫防止のため、座ったままで案件朗読したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（案件朗読）</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案4件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。</p>

農業委員 21番	はい。いいですか。議事進行の関係で一応おそらく、自分が要望した方々がお見えになっていると思いますので、議案第8号からやったらどうかと思っておりますがどうでしょうか。議事進行的にはそちらの方がスムーズに行くのではないかと思っております。ご提案でございます。以上です。
議長	しばらくお待ちください。 今ご提案がございましたように、第8号の議案から最初に進めさせていただきます。いいでしょうか。
議長	(異議なしの声あり) はい。分かりました。それでは只今の提案のとおり35ページの議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。
事務局	番号2番についてご説明させていただきます。申請地の場所ですが、高速道路八女インターから県道96号八女瀬高線を南に1kmほど道なりに進み花宗川を越え左手に見える一団の農地で、ちょうど株式会社明治九州工場の南側にあたります。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。第1種農地は原則許可できませんが、地域整備法に従って行われる場合で、具体的には、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する実施計画」に基づき、産業導入地区内において施設を整備するために行われるものであるため、例外的に許可されます。 転用計画の概要ですが、八女市土地開発公社が事業主体となる前古賀地区の工業団地用地造成です。転用に係る農地の面積は田24筆、畑54筆で73,085㎡ですが、農地以外の農道や水路、雑種地等を含めると全体計画面積は75,178.04㎡になります。造成計画の内訳ですが、この土地に工場の敷地として約58,000㎡、洪水調整池として約6,600㎡、公園緑地として約4,500㎡、通路等その他の用途として約6,000㎡を計画されています。 この土地の選定理由は九州自動車道八女インターチェンジに近接しており、道路・交通の利便性がよいこと、既存の工業団地と近接し、集団的農用地の中央に介在するものでなく、周辺農地の効率的かつ総

事務局	<p>合的な利用に支障を及ぼす恐れはないことからこの場所を選定されています。</p> <p>給水計画は敷地東側に八女市の上水道が通っていることからここから取水され、また、あわせて地下水も利用されます。雨水排水は場内排水路にて集水し調整池に導入後、北側の花宗川に排水されます。また、汚水排水計画については、合併処理浄化槽を設置のうえ処理水は雨水同様、花宗川に排水されます。</p> <p>隣接農地への被害防除措置は法面保護や緩衝帯を設ける等の措置がとられます。工期は転用の許可日から令和4年の12月末までを予定されています。</p> <p>それでは議案書をご参照ください。（議案書朗読）1月27日に現地確認担当農業委員、推進委員および事務局で現地確認を行った結果、隣接農地の同意および水利の承諾もあり、被害防除措置も十分とられるとのことですので転用事業については問題がないと確認しています。以上ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>この案件につきましては八女市土地開発公社の事務を担当いたします八女市企画部企業誘致課より補足をして説明がございますので、企業誘致課の方、説明をよろしくお願ひします。</p>
企業誘致課	<p>みなさんこんにちは。大変貴重なお時間を拝借し失礼いたします。ご紹介いただきましたように、八女市役所企画部企業誘致課課長の仁賀木といたします。よろしくお願ひいたします。まず農業委員の皆様方には市政発展のためにご尽力いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。さて、私ども企業誘致課は定住環境整備に向かって、市民の方々に安定した雇用の促進を与えることを目的に設置されている課でございます。あわせまして土地開発公社の業務を併せ持っているところでございます。ご存じのように土地開発公社が農地を取得し、目的に合わせて造成し、分譲を行うということでこれまで八女市土地開発公社は八女市とともに4つの工業団地を造ってきております。本日皆様のお手元に申請させていただいております農地法5条の件は、新しい工業団地の予定計画でございます。内容につきましては担当の方から説明させますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
企業誘致	<p>失礼いたします。八女市企業誘致課で担当係長を仰せつかっており</p>

課	<p>まず綾戸と申します。よろしくお願いいたします。それでは私の方から前古賀工業団地の造成事業の概要についてご説明を申し上げます。前古賀工業団地の造成事業につきましては平成28年4月に八女市土地開発公社におきまして、事業を実施することで決定をいたしまして、以降、事業を進めておるところでございます。事業区域は八女市前古賀地内および一部鵜池地内でございますが、この区域でございますが、事業区域の面積は約11.2haとなっております。当事業につきましてはこれまで測量業務、用地取得業務、それから設計業務、法令に基づきます土地の規制解除の手続きなどを行ってきておりまして、この度、申請手続きが整いましたことから、農地法第5条に基づく申請をさせていただいた次第でございます。しかしながら、事業区域内の一部の土地につきましてまだ売渡しの承諾をいただけてない土地がございます。このことから土地開発公社の理事会におきまして協議を行いました結果、今回の申請につきましては事業区域の約2/3にあたります約75,000㎡につきまして申請をさせていただいておるところでございます。事業区域内の残りの土地につきましては、売渡しの承諾を得られていない土地の所有者様から売渡しの承諾を得て、事務手続きが整い次第、申請をさせていただきたいという風に考えているところでございます。以上簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 はい、どうぞ。</p>
農業委員 21番	<p>ご説明のほどありがとうございます。自分の方からご要望させていただきました。というのが、全体について11町以上ある中で、約2/3だけが今回の申請になっているということで、別に自分が判定するものではないんですけども、これだけ大きな事業ですから、やはり皆様の方に全体の中で説明をされた方がいいのではないかとということでご要望させてもらったところです。あとは基本的には売買という形になっておりますので、今仮払いになっていると思うんですけども、その件に関して言わしてもらおうと、この2/3に関してはもう全額支払いをして、それで進行していく形になっていくのでしょうか。よろしくお願いいたします。</p>

<p>企業誘致課</p>	<p>回答させていただきます。今委員さんがおっしゃった通りでございます。2 / 3 の区域につきましては手続きを進めさせていただいて、農地転用の許可、それから併せまして都市計画法に基づく開発行為許可というのも八女市にはございますが、両方の許可をいただきましたならば、所有者様の所有権移転と登記の承諾をいただきまして、所有権移転の本登記させていただきます。登記が終了しましたら、土地代の支払いをさせていただく予定で今のところ考えておるところでございます。以上でございます。</p>
<p>農業委員 21番 議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の回答でよろしいでしょうか。</p>
<p>農業委員 21番 議長</p>	<p>はい。</p> <p>質疑を終結してもよろしいでしょうか。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>企業誘致課の方々、ありがとうございました。</p> <p>それでは最初に戻りまして、1 ページの報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、事務局より通知の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>座らせてご説明させていただきます。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告については 20 件です。解約のあった土地 34 筆のうち田 16 筆、畑 18 筆、合計面積は 35,884 m²です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p>

議 長	<p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>5 ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の処理について、番号 1 番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということで所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号 2 番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号 3 番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>3番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということで所有権移転売買の申請です。ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番につきましては、新規営農および下限面積の関連がありますので、23ページの議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理についての番号73番と併せてご審議願います。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず4番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の農業廃止と譲受人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 続けて23ページ73番について説明いたします。(議案書朗読) 貸人と借人が5年間の賃借権設定をされる申請です。 譲受人は健康食品を扱う会社を営まれておられますが、以前より農業にご興味があり、ご家族と八女市移住を予定されておられます。譲り受けた農地や借りた農地でニンニクの栽培をされ、加工して販売される予定です。ご本人に農業の経験はないとのことですが、知人や農地の貸手の方に指導を受けながら営農されます。出荷先はご自身の経営されている会社を通して既存の客先へ出荷される他、道の駅やインターネット等を予定されておられます。3条および利用権設定の合計面積が5,277㎡であり、下限面積については問題ありません。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。
事務局	5番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。
事務局	6番について座ってご説明させていただきます。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番も先程と同様、下限面積の関連がございますので15ページの番号39番と併せてご審議願います。それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	まず7番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請になっております。 続きまして議案書15ページ39番についてのご説明になります。 (議案書朗読) 貸人から借人への強化促進法による賃借権設定です。

議 長	<p>番号7番および39番の合計面積は5,107㎡となり、下限面積4,000㎡を超えておりますので問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。
事務局	10番について説明します。（議案書朗読）譲渡人のも農業廃止と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。
事務局	11番について説明いたします。（議案書朗読）母である譲渡人から子である譲受人へ所有権移転贈与の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。
事務局	12番について説明いたします。（議案書朗読）母である譲渡人から子である譲受人へ所有権移転贈与の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。
事務局	13番についてご説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の新規営農による所有権移転売買の申請です。なお、申請者は叔父にあたる譲渡人から農地を買い受け、従兄弟から指導を受けながら営農をしていくとのこと。なお、作物につきましてはキウイや栗を栽培される予定で、農協や地元の直売時に出荷をされる予定となっております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。
事務局	14番についてご説明いたします。(議案書朗読) 貸人と借人の親子間での10年間の使用貸借権再設定の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理についての番号1番は八女市農業委員会会議規則11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので関係人であり、農業委員19番茅島澄雄委員さんは席を下げてくださいようお願いいたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員に対して決定を求められているものでございます。今回は利用権設定の案件が105件、所有権移転内容変更の案件が1件でございます。8ページから31ページにつきましては利用権設定の各筆明細となっております。期間は1年から17年間まで、新規利用権設定件数105件、利用権を設定する土地286筆、合計面積282,910.96㎡です。今回は新規営農の案件がございましたのでご説明をいたします。

15ページをお願いします。番号35番、(議案書朗読)貸人と借人の5年間の賃借権設定の申請です。借人についてご説明いたします。借人は現在、JA就農支援センターにて苺の栽培研修を受けられております。今回、利用権設定をされ、イチゴの栽培を開始されます。出荷はJAの予定です。利用権設定後、農地の経営面積が40aに満たないこととなりますが、営農計画書と確約書の提出があり、青年等就農計画認定書を添付されていることから40aの下限面積を適用しないこととしております。

同じく15ページ37番・38番についてご説明いたします。番号37番(議案書朗読)貸人と借人の5年間の賃借権設定の申請です。番号38番(議案書朗読)貸人と借人の5年間の賃借権設定の申請です。借人についてご説明いたします。借人はナス農家で研修を終えてあり、生産技術を取得されております。今回八女市に移住され、ナスの栽培を開始されます。出荷はJAの予定です。利用権設定後、農地の経営面積が40aに満たないこととなりますが、営農計画書と確約書の提出があり、青年等就農計画認定書の添付がなされていることから40aの下限面積を適用しないこととしております。

続きまして、32ページをお願いします。今回所有権移転内容変更の案件がありますのでご説明いたします。番号106番(議案書朗読)譲受人へ譲渡人の所有権移転売買の申請になります。こちらについては前回の総会にて案件として挙げておりましたが、移転日の変更がありましたので、こちらを再度、変更ということでご説明をいたします。変更内容が移転日が令和2年12月21日から令和3年2月17日に変更をされております。以上でございます。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 1 1 条を解除いたします。茅島委員さんは元の席にお戻りください。 3 3 ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第 3 号 農地法施行規則第 5 3 条の規定による報告についての 番号 1 番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番についてご説明いたします。申請地は星野村椋谷 2 区行政区内の 大牟田地区の農地になります。(議案書朗読) KDD I 携帯電話基 地局用地として利用されるものであります。自作地であり、隣接農地 の同意もとられているところでございます。以上、説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものですので、 質疑にとどめ審議を終わります。 続いて番号 2 番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番についてご説明いたします。申請地は星野村椋谷 2 区行政区内の 風月原地区の農地になります。(議案書朗読) KDD I 携帯電話基 地局用地として利用されるものであります。自作地でありまして、隣 接農地の同意もとられているところでございます。以上、説明を終わ ります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものですので、 質疑にとどめ審議を終わります。 3 4 ページをお願いします。</p>

議 長	議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。
事務局	<p>1番について説明いたします。場所は黒木町にあります犬山ダム北側の中原地区の農地になります。農地の区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を申請人が農業用施設用地（鶏舎）として利用されるための申請です。鶏卵を目的として、鶏を450羽平飼いで飼育される予定です。隣接する農地の同意はとっております。</p> <p>1月26日に農業委員さん、担当推進委員さんと現地調査を行った結果、雨水については水路を設置され東側側溝へ排水される予定です。汚水については筑後家畜保健衛生所防疫課に確認しましたところ、養豚場とは違い鶏舎では汚水は特に発生しないことを確認しております。また、騒音臭気対策として周囲には被害防除壁を設置されます。以上です。ご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>35ページをお願いします。</p>
議 長	議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。
事務局	<p>ご説明します。申請地は八女市平田にあります八女中央自動車学校より北へ100mほど進んだ農地です。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。住宅その他の申請に係る周辺の地域において、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので農地の区分と転用目的は問題ないと考えております。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲</p>

事務局	<p>渡人から譲り受けられ、特定建築条件付売買予定地4区画として販売するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>1月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水と同じく南側水路へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>番号2番は採決済みですので、番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>3番について説明いたします。議案書は40ページから43ページになります。一括して説明いたします。場所は黒木町田本地区、湯辺田地区、本分地区のちょうど境界に位置し、国道442号線の北側に現在福岡県により国道442号線バイパス工事が進められておりますが、その中間地点となります。農地の区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。</p> <p>(議案書朗読) 合計面積は21,103㎡、全体計画面積は29,486㎡です。貸人は全員で10名です。これらの土地を借人が農地造成を行うため、4年間の一時転用の申請です。農地はすり鉢状の地形で申請地のすぐ東側を市道が南北に走っていますが、この市道からすると一番高低差のあるところで約15mほど申請地が低くなっており、また進入路もなく不整形の農地です。そのため、国道442号線バイパス工事の残土を利用して市道の高さまで盛り土が行われます。5年後にはまたそれぞれの地権者および耕作者に農地として返還され、耕作を再開される予定です。一時転用は原則3年間ですが、バイパス工事の用地取得および相続手続等に時間を要し、バイパス整備完了までに今後5年にかかる見込みであることから5年間とされています。水利委員の承諾もあり、隣接する農地の同意もあります。</p>

事務局	<p>1月26日に現地調査を行った結果、特段問題はないと確認しております。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>43ページをお願いします。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。4番について説明いたします。申請地は、県道八女香春線の上星野川橋より東へ300mほど進んだ県道沿いの農地でございます。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲渡人より譲渡人が売買により取得され、経営してある製材所の製材製品自然乾燥所用地として利用されるため計画です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとられてあります。</p> <p>1月22日に地区の農業委員、推進委員さんと現地調査を行った結果、雨水は自然流下により西側水路へ排水され、隣接地の影響等、特段問題ないと確認しております。以上審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p>

これをもって、本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉会宣言 2時56分)

令和3年2月5日

議 長 城後 公一

17番 江崎 潔

19番 茅島 澄雄